

兵庫県公報

令和5年10月4日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（生活衛生課）	1
○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	3
○兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（水道課）	3
○兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（特別支援教育課）	4

公布された法令のあらまし

◎旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

旅館業法等の一部改正により、旅館業等の事業を譲り受けた者は、新たな営業許可の取得等を行うことなく営業者の地位を承継するものとされることに伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継手続及び許可証等の書換え交付に係る手数料を定める等、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 旅館業法施行条例
- 2 興行場法施行条例
- 3 使用料及び手数料徴収条例

◎風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正により、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置に係る行為が風致地区内において知事の許可を要する行為に位置付けられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第32号）

令和6年度から令和9年度までの料金算定期間の収支の見込みに基づき、兵庫県水道用水供給事業の給水料金を改定することとした。

◎兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

兵庫県立こやの里特別支援学校に在学する児童及び生徒の増加に対応し、特別支援教育の充実に資するため、新たに兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校を次のとおり設置することとした。

名称	位置	部
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校	川西市	小学部 中学部 高等部

条 例

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第30号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

（旅館業法施行条例の一部改正）

第1条 旅館業法施行条例（昭和39年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第33号

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立阪神昆陽特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校	川西市	小学部 中学部 高等部
--------------------	-----	-------------------

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。